

令和 8 年度入学試験 出題趣旨・解答例（採点基準）【民事訴訟法】

〔A 日程〕

（出題の趣旨）

法科大学院における既修者としての学習に必要な基本的事項の理解を問う問題である。

I. は、法人格のない入会団体が、構成員全員の総有に属する不動産について総有権の帰属に関する訴えの原告適格を有することを判示した最判平成 6 年 5 月 31 日民集 48 巻 4 号 1065 頁に関する問題であり、当事者適格の意義について正確に理解しているかどうかを確認する内容となっている。語句は、判例で用いられているものと厳密に一致していなくても正解とする場合がある。

II. は、既判力の時的限界と基準時後の形成権の行使についての基本的な知識を確認するものである。

III. は、主要事実と間接事実がそれぞれどのような意義を有し、弁論主義との関係でどのような違いがあるかを論述することを求めるものである。

（解答例）

I ア 総有 イ 権利能力(法人格でも可) ウ 当事者適格 エ 本案 オ 紛争(争いでも可)

II ①基準時前から Y が有していた反対債権を自働債権とする相殺権

基準時後に Y が取得した X に対する債権を自働債権とする相殺権

相殺権でも可

②売買契約が X の詐欺または Y の錯誤に基づくものであったことを理由とする取消権

取消権でも可

III 主要事実とは、訴訟物たる権利関係の存否を直接基礎づける事実(権利の発生・変更・消滅という法律効果の存否を判断するのに直接必要な事実)であり、間接事実とは、主要事実の存否を推認するのに役立つ事実である。通説によれば、弁論主義が適用されるのは主要事実に限られる。すなわち、裁判所は、当事者の主張しない主要事実を判決の基礎とすることができないが、間接事実であれば、当事者の主張がなくてもそれをもとに主要事実を推認することができる。また、自白の拘束力が生じるのも、主要事実についてのみである。

（採点基準）

I. から III. のいずれについても、標準的な教科書の記述を正確に理解しているかどうかを採点基準とし、誤字があれば減点の対象とする。

〔B 日程〕

(出題の趣旨)

法科大学院における既修者としての学習に必要な基本的事項の理解を問うものである。

I は、「主要事実」、「間接事実」、「補助事実」、「自白」、「自由心証」主義といった民事訴訟法の基本概念についての知識を有しているかについて、語句補充形式で問うものである。

II は、当事者能力と当事者適格という概念を正確に理解しているか、前者が一般的な資格であるのに対して、後者が具体的な訴訟物との関係での資格である点を適切に説明できるか確認するものである。

III は、直接主義を定めている民事訴訟法 249 条 1 項と、弁論の更新の手続を定めている同条 2 項を正確に挙げられるか、それぞれの内容と両者の関係を適切に説明できるかを問うものである。

(解答例) 以下のとおりである。

I. ア 主要事実、イ 間接事実、ウ 補助事実、エ 自白、オ 自由心証

II. 当事者能力とは、民事訴訟において当事者となることのできる一般的資格をいう。一般的に、権利能力を有する自然人や法人が当事者能力を有する。これに対し、当事者適格とは、具体的な訴訟において、訴訟物たる権利や法律関係に関して、当事者として訴訟を追行し、本案判決を受けるために必要な資格のことをいう。

III. 民事訴訟法 249 条 1 項は、「判決は、その基本となる口頭弁論に関与した裁判官がする。」と規定しており、判決を下す裁判官が直接、口頭弁論において当事者の主張や証拠を調べることで心証を形成するという直接主義の原則を定めている。一方、途中で裁判官が交代した場合、口頭弁論の手続を全てやり直さなければならないとすると、訴訟経済に反し、当事者の負担を増やし、訴訟遅延につながるなど、相当でない。そこで、同条 2 項は、裁判官が代わった場合、当事者は従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならないとしている。この手続を弁論の更新といい、これにより、直接主義の趣旨を一定程度担保し、新しい裁判官がこれまでの弁論の内容を把握し、訴訟の進行を継続できるようにしている。

(採点基準)

I から III のいずれについても、標準的な教科書の記述を正確に理解し、それを表現できているかを採点基準としている。

II については、出題趣旨記載の対比ができていれば評価が高い。

III については、条文引用の正確さ、文章の論理性、表現の的確さも評価の対象とする。なお、解答に誤字があれば減点の対象とする。

〔C 日程〕

(出題趣旨)

I は、民事訴訟における基礎的な概念の理解を確認するものである。

II は、口頭主義の理解を問うものである。

III は、弁論主義の第 1 テーゼについての基礎的な理解を問うとともに、事例に即してその理解を確認するものである。問いに応じて、問題となる民事訴訟法上の原則（弁論主義の第 1 テーゼ）について正確に説明し、さらに、当事者の主張を要する事実（主要事実：権利の発生・変更・消滅という法律効果を判断するのに直接必要な事実）を事例に即して説明することにより、基礎的な法的思考力を示すことが求められる。

(解答例・採点基準) ((※解答に誤字があれば、減点の対象とする。))

I 各 4 点

ア 二重起訴（「重複訴訟」も可、「重訴」等の不正確な用語は 2 点）

イ 同一事件

ウ (エ) 当事者 エ (ウ) 審判の対象（「審理の対象」、「訴訟物」、「主要な争点」も可（「争点」だけだと 2 点））

オ 職権調査（「職権探知」は不可、「専権」も不可）

II 口頭主義の意義（5 点）、利点（5 点）、問題点（5 点）

口頭主義とは、審理における当事者及び裁判所の訴訟行為を口頭によって行わせる原則を言う。口頭主義には、当事者の陳述に基づいて裁判所が直接に事実を把握し、新鮮な心証を形成することができ、その結果、弾力的かつ効率的な審理が期待できるという利点がある。他方、複雑な事実関係について口頭で正確に陳述することが困難であったり、陳述の結果について裁判所が正確に保存することに困難がある。

III 弁論主義の第 1 テーゼの説明（5 点）、死因贈与が A の所有権喪失事由（抗弁事由）として主要事実にあたることの指摘（5 点）、死因贈与について当事者の主張がないため裁判所が認定することはできないことの説明（5 点）。なお、死因贈与の事実が積極否認（X の所有権を否定する間接事実）にあたるという理由から裁判所が認定できるとする解答については、上記 2 つ目と 3 つ目の採点基準に関して合計最大 5 点を与える。

裁判所は、いずれの当事者も主張していない事実（主要事実）を裁判（判決）の基礎とすることはできない（弁論主義の第 1 テーゼ）。そのため、A（又は X）の所有権喪失事由等の抗弁事由（主要事実）の主張を当事者がしない限り、裁判所が X の請求を斥けることはできない（弁論主義の第 1 テーゼからの帰結）。Y は、「Y が 2015 年に B から甲土地を買い受けた。」ことについては主張しているが、A が B から甲土地を買い受けたことを前提とした主張となる A から Y への死因贈与については、どちらの当事者も主張してい

ないので、裁判所は死因贈与を認定することはできない。

令和8年度入学試験 出題趣旨・解答例（採点基準）【刑事訴訟法】

〔A日程〕

（出題趣旨・採点基準）

I. 配点 30 点 ウ、オ、クは各 4 点、その他は各 3 点

訴因の特定に関する基本的理解を問うために出題した問題である。重要判例であるいわゆる白山丸事件における判示内容について、正確な理解を示す必要がある。

II. 配点 20 点 1 は 1 2 点、2 は 8 点

逮捕前置主義及び現行犯人逮捕についての基本的理解を問うために出題した問題である。捜査段階における被疑者の身柄拘束を巡っては様々な問題が生じるが、それらを的確に理解し適切な解決を導き出すには、その前提として、逮捕勾留に関する基本的知識の正確な理解が不可欠であることから出題した。

解答例

I.

① 256 条 3 項

ア 訴因

イ できる限り

ウ 審判

エ 対象

オ 防御

カ 範囲

キ 特殊事情

ク 幅

II. 1

条文上の根拠を指摘した上、目的については、例えば、証拠収集の容易な事件では比較的短い時間内での捜査の完了が期待され、そうでない事件では逮捕と勾留のそれぞれの段階において司法的抑制を加えることなどを記述することが求められる。

II. 2

現行犯人逮捕の場合の誤認逮捕のおそれの有無及び逮捕の必要性等について、的確に論じたい。

〔B日程〕

(出題趣旨・採点基準)

I. 配点 30 点 各 2 点

II. 配点 20 点 各 10 点

捜査段階における搜索差押えは、古典的な強制処分の一つであり、令状主義の規制の下、基本的な捜査手段として実務において頻繁に用いられるものである。そこで、搜索差押えに関する基本的知識を問うとともに、搜索差押えを巡って生じる様々な問題の一端を問い、それを通じて令状主義に関する基本的理解をも問うために出題した。

(解答例)

I.

- ア 被疑者
- イ 身体、物又は住居その他の場所
- ウ 押収すべき物の存在を認めるに足りる状況
- エ 推定
- オ 証拠物又は没収すべき物と思料するもの
- カ できる
- キ できる
- ク できない
- ケ できない

- ① 218 条 1 項
- ② 222 条 1 項
- ③ 102 条 1 項
- ④ 102 条 2 項
- ⑤ 99 条 1 項
- ⑥ 219 条 1 項

II. カ

本件搜索差押許可状により搜索が許可されているのは、X 方居室であるのに対し、本問で搜索しようとしているのは、X 方居室で使用されていた衣装ダンスである。衣装ダンスは、一般的には、刑事訴訟法 222 条 1 項により準用される 102 条が搜索の対象として規定する「身体、物又は・・・場所」のいずれに当たるのかを明らかにした上で、X 方居室に係る管理権ないしプライバシーの利益と、本問の衣装ダンスに係る管理権ないしプライバシーの利益がいかなる関係にあるのかを論じ、当該衣装ダンスが本件搜索差押許可状により搜索が許可された対象といえるかを的確に論じたい。

Ⅱ. キ

本問で捜索しようとしているのは、X のズボンのポケットであるところ、同様に、X のズボンのポケットが「身体、物又は・・・場所」のいずれに当たるのかを明らかにした上で、X 方居室に係る利益と、X のズボンのポケットに係る利益がいかなる関係にあるのかを論じ、当該ポケットが本件捜索差押許可状により捜索が許可された対象といえるかを的確に論じたい。

〔C 日程〕

(出題趣旨・採点基準)

I. 配点 30 点 各 3 点

Ⅱ. 配点 20 点 各 10 点

1 刑事手続を構成する各制度に関しては、その趣旨・目的について、最高裁判例等を踏まえ、原理原則に遡り、基本から深くかつ正確に理解することが肝要である。そこで、違法収集証拠排除法則についての基本的理解を問うため、I で最高裁判例について、Ⅱの1で、違法収集証拠排除の根拠について、それぞれ出題した。

2 刑事手続においては、前記1記載の理解に加え、関係条文や判例法理を具体的事例に適切に当てはめて適用することも求められる。そこで、伝聞例外において重要な条文の一つである刑訴法321条1項2号の要件の基本的理解を問うために出題した問題である。

(解答例)

I.

ア 証拠物

イ 価値

ウ 能力

エ 事案

オ 真相

カ 令状主義の精神

キ 没却

ク 将来

ケ 違法(な)捜査

コ 相当

Ⅱ. 1

違法収集証拠により被告人を処罰することで、裁判所が違法捜査に加担したかのような印象を与え、それにより国民の司法への信頼が失われるおそれがあるから違法収集証拠の証拠能力が否定されることなどを的確に論じたい。

Ⅱ． 2

3 2 1 条 1 項 2 号の特信状況は相対的特信状況があれば足り、同項 3 号のような絶対的特信状況は必要ではないことを指摘した上で、相対的特信状況について具体的に論じたい。